

コンプライアンスに係る職員の意識調査等業務企画提案仕様書

1 目 的

- 不適正事案が続けて発生していることを踏まえ、庁内におけるコンプライアンスの一層の実施を図るため、新たな取組を行う必要がある。
- 現状の職員のコンプライアンス意識や、業務プロセス上の問題点等を把握するため、職員を対象としたコンプライアンスアンケートを実施することとし、その結果を基に、民間企業等の状況を踏まえ、次年度の取組を検討する。
- その検討に資するため、専門的な知識や豊富な実績を有する民間事業者に対し、アンケートの設問作成、改善策の提案等を委託して実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務の範囲

ア アンケートの設問を作成すること。ただし、次に掲げる事項を踏まえたものであること。(アンケートの実施は含まない。)

- ・ 対象者は知事部局の全職員
約 5,000 人
- ・ 設問は択一式及び記述式
- ・ 下記②～④について全 50 問
 - ① 回答者の属性
 - ② 業務や法令順守に対する個人の意識
 - ③ コンプライアンス推進に向けた取組の浸透度合
 - ④ 組織風土

イ 調査結果を分析し、施策を提案すること。

ウ 必要に応じて回答者や他の自治体等を対象としたヒアリング調査を実施することができる。

(2) 業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) スケジュール (予定)

- ・ 11 月上旬 : 契約締結
- ・ ～11 月下旬 : 設問設計
- ・ 12 月 : アンケート実施
- ・ 1 月 : 調査結果報告、施策提案

3 委託事業費

本事業に係る経費は、金 5,542 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 打合せ等

(1) 打合せ

受託者は、業務の遂行に当たり、打合せをする必要が生じた場合には、県の求めに対し、速やかに対応すること。

(2) 報告

受託者は、県との打合せの結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。

5 成果の帰属及び納品

(1) 成果品の帰属

本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。

(2) 成果品の提出

成果品は、電子データで提出すること。

6 秘密保持

(1) 秘密の保持

ア 本業務に関し、県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 本業務に関し、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報（及び電磁的記録）を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律 57 号）、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

7 再委託の禁止

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。